

第2期

北秋田市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

(令和4年7月)

(令和4年12月)

北秋田市

目次

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の性格.....	1
3. 計画の位置づけと期間.....	1
第2章 北秋田市の少子化の動向と子育ての状況	
1. 少子化の状況.....	2
2. 世帯の状況.....	4
3. 子どもの状況.....	6
第3章 基本的な考え方	
1. 基本理念.....	8
2. 基本的な視点.....	8
3. 施策目標.....	9
第4章 量の見込みと確保方策	
1. 量の推計.....	10
2. 教育・保育提供区域.....	10
3. 家庭類型の算出.....	11
4. 人口の見込み.....	12
第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	
1. 区域ごとの状況.....	13
2. 保育利用率の目標設定.....	17
3. 子ども・子育て支援事業.....	18
第6章 教育・保育の一体的提供及び計画の推進体制	
1. 認定こども園の普及に係る基本的な考え方.....	26
2. 教育・保育施設等の連携の推進方策.....	26
3. 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	26
4. 計画の推進体制の充実.....	26
第7章 次世代育成支援対策地域行動計画の継承.....	27
第8章 計画の実現に向けた重点目標と検討課題.....	29
資料編	
1. 北秋田市子ども・子育て会議設置条例	
2. 北秋田市子育てに関するニーズ調査報告書	

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化の急速な進展は人口構造を歪ませ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加をはじめとする社会経済の情勢に大きな影響と変化をもたらしています。

その中でも、子どもを取り巻く環境に対しては早急な対応が求められており、我が国では平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」によって幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備が図られてきましたが、子育て期の女性の就業率の上昇や、それに伴う保育利用申込者の増加などにより、すべての子どもが保育を必要としながらも利用できていない状況にあります。

そのような中、平成29年6月に公表された「子育て安心プラン」では、待機児童の解消に必要な受け皿の整備を進めるとともに、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごしながら、多様な学習と活動を行うことができるような事業を計画的に整備していくこととされました。

北秋田市では、法に基づいた「北秋田市子ども・子育て会議」を設置し、平成27年3月のニーズ調査によって把握した保育サービスの利用希望などを踏まえた「北秋田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しながら子ども子育て支援策を推進してきましたが、この計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、すべての子どもが健やかに育ちながら子どもを産み育てる喜びを実現できる北秋田市の実現を目指し、「第2期北秋田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の性格

この計画は、子ども・子育て支援法の第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえるとともに、秋田県の「第2期秋田県子ども・子育て支援事業支援計画」などの関連する他の計画との整合を図り、子ども・子育てに関する各種施策及び事業を総合的に実施します。

3. 計画の位置づけと期間

本計画の計画期間については、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、基本指針に基づき、計画期間の中間年には本計画の達成状況の点検及び評価の結果に応じて、必要な場合には計画の見直しを行います。

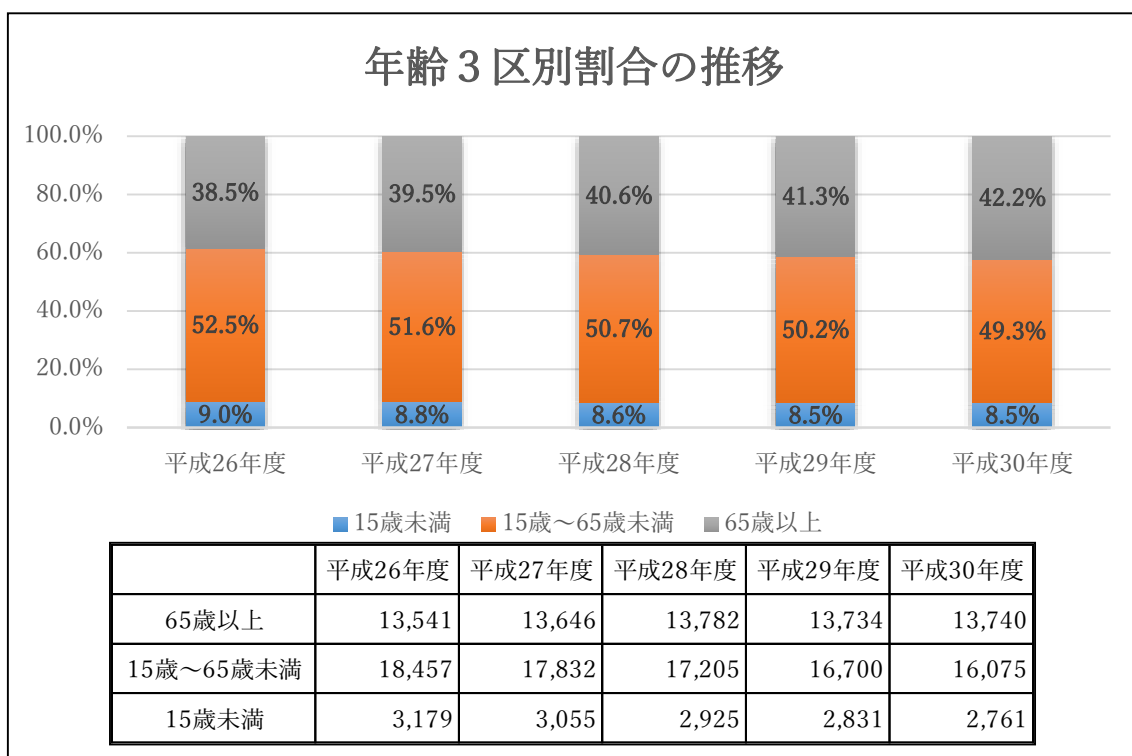
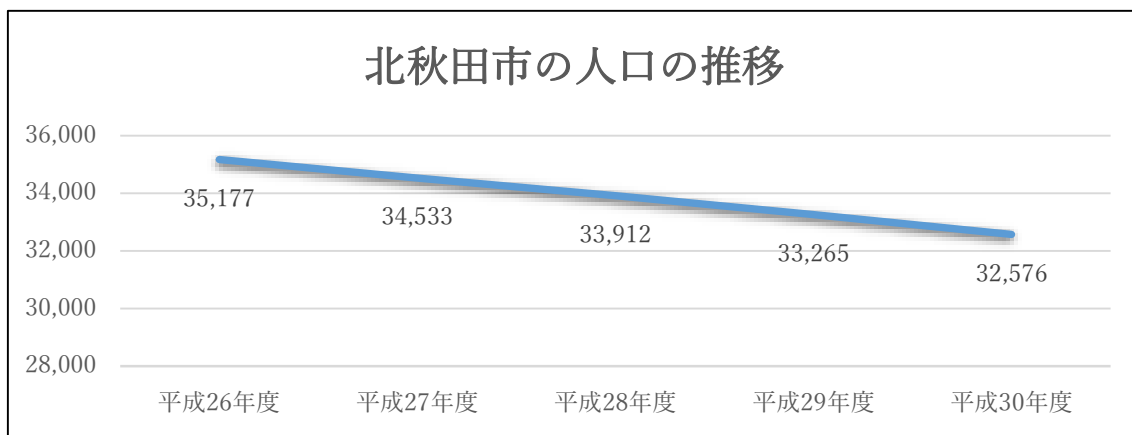
第2章 北秋田市の少子化の動向と子育ての状況

1. 少子化の状況

(1) 人口の推移

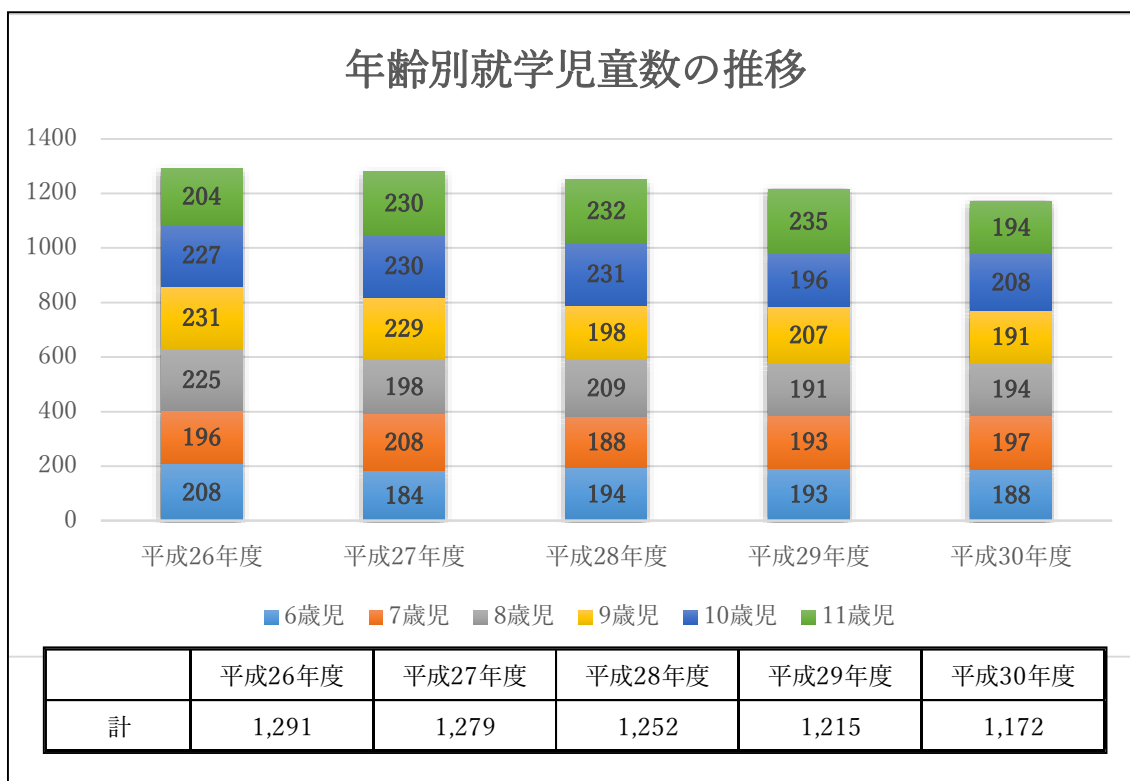
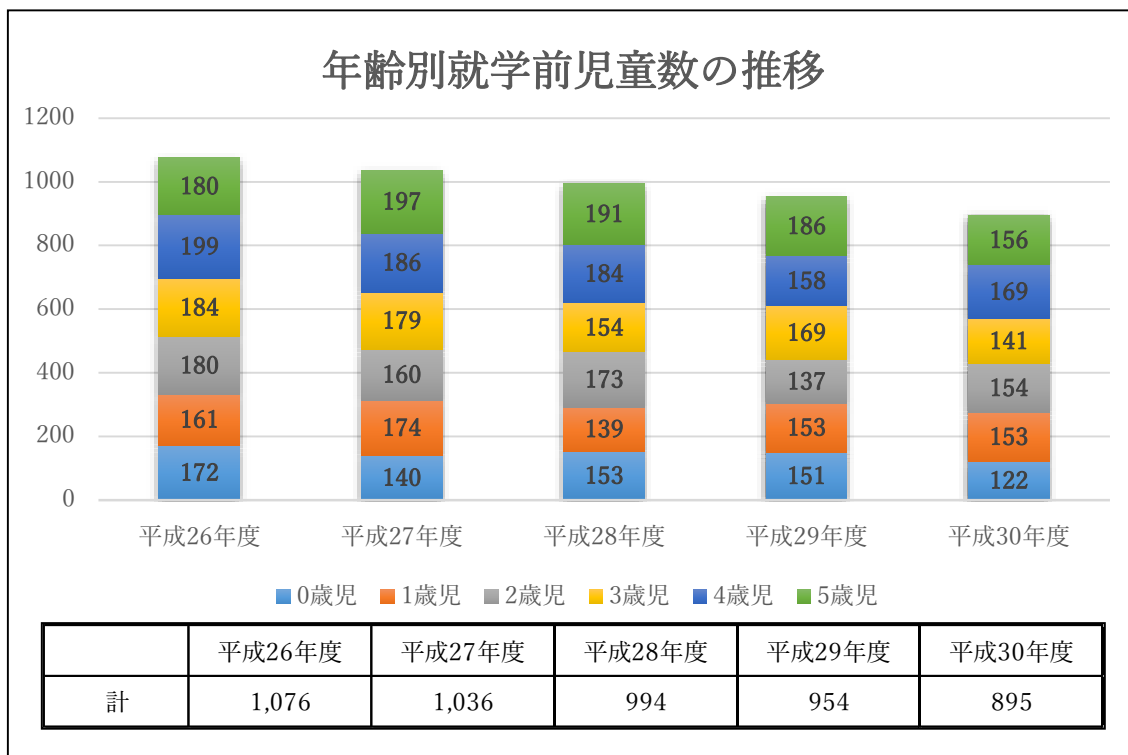
人口減少に歯止めがかからず、平成31年4月現在の人口は31,844人となっています。

また、年齢3区分別割合の推移をみると65歳未満の人口比率は減少が続いており、なかでも15歳未満の割合は全国最低の秋田県10.1%と比較しても低い数字となっています。



資料：北秋田市の住民基本台帳に基づくデータ

(2) 児童数の推移

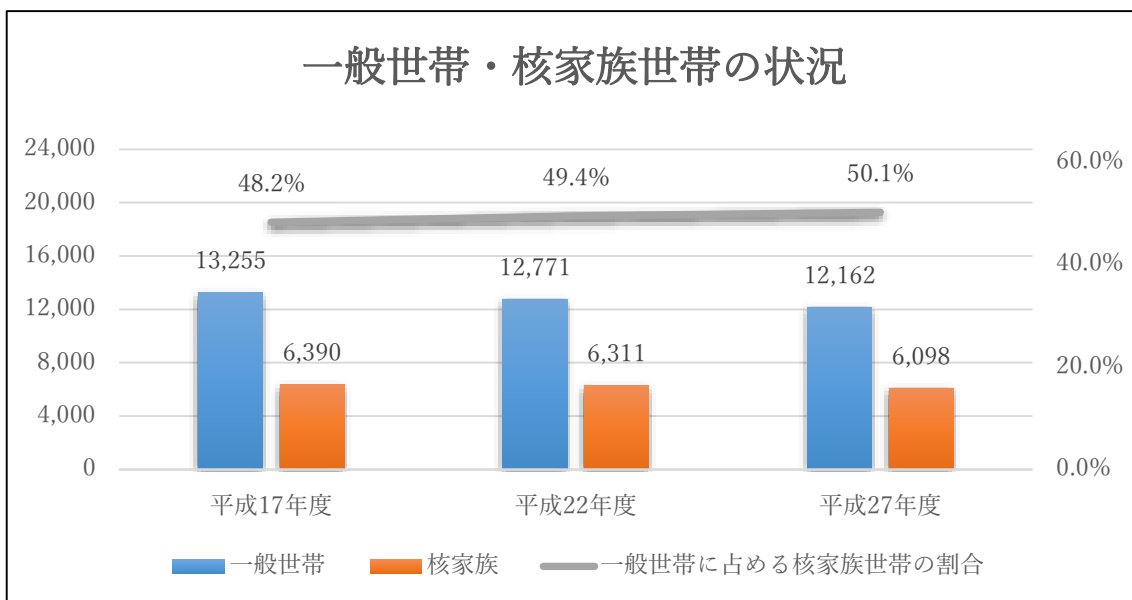


資料：北秋田市の住民基本台帳に基づくデータ

2. 世帯の状況

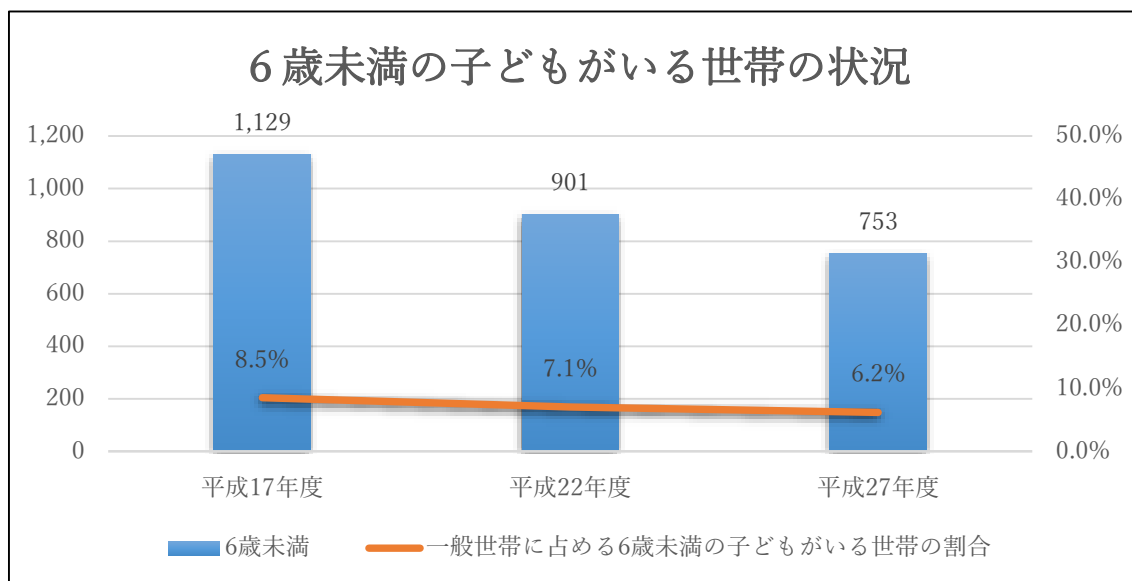
(1) 一般世帯・核家族世帯の状況

当市の核家族世帯数は、平成27年度で6,098世帯となっており、一般世帯に占める核家族の割合は若干上昇しています。



(2) 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

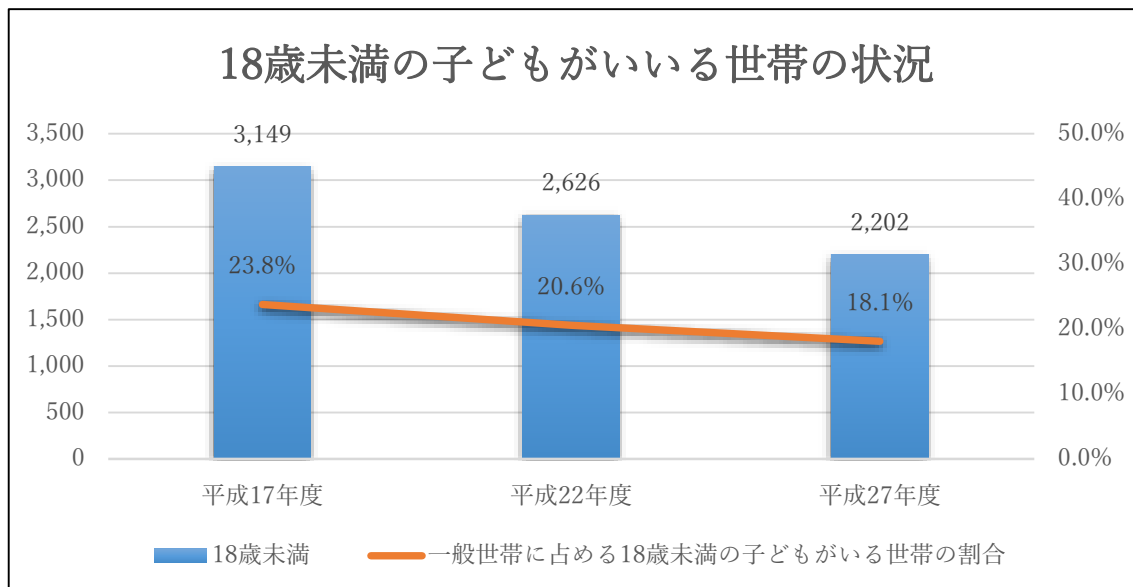
6歳未満の子どもがいる世帯は年々減少しており、一般世帯に占める割合も減少しています。



資料：国勢調査

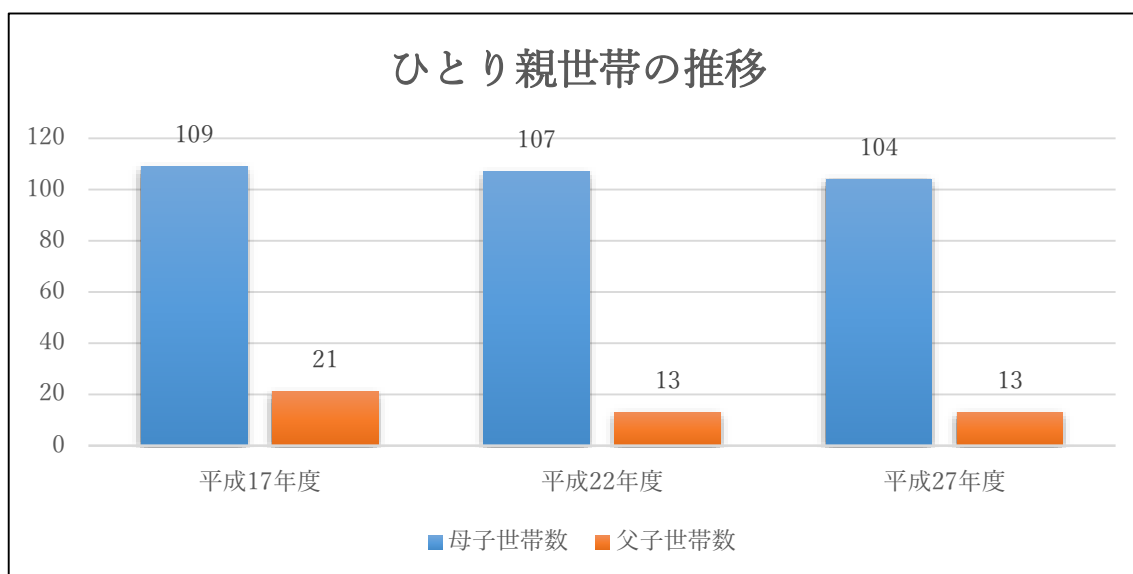
(3) 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

6歳未満の子どもがいる世帯と同じく減少していますが、一般世帯に占める割合の減少幅は大きくなっています。



(4) ひとり親世帯の推移

当市の18歳未満の子どもがいる母子世帯はわずかに減少しており、父子世帯も同様の傾向がみられます。



資料：国勢調査

3. 子どもの状況

(1) 保育園入所児童数の推移

令和4年4月1日時点において、市内の保育園（認定こども園の保育所部分を含む）は11か所（うち休園1か所）、定員数は910人となっています。

また、入所者数は592人で、市全体では定員を下回る状況となっています。

幼稚園については、認定こども園の幼稚園部分の1か所のみです。

地区	施設区分		か所数	定員		入所児童数	入所率
鷹巣地区	認定こども園		1か所	保育園	114	97	85.0%
				幼稚園	30	11	36.6%
	保育園	私立	5か所	360		298	82.7%
	鷹巣地区計			504		406	80.5%
合川地区	保育園	公立	1か所	110		93	84.5%
森吉地区	保育園	公立	2か所	220		76	34.5%
阿仁地区	保育園	公立	2か所	76		17	22.3%
合計				910		592	65.0%

(2) 保育園入所児童数の推移

保育園入所児童数の推移をみると、年によって若干の増減はあるものの全体では緩やかな減少傾向にあります。

地区	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
鷹巣地区	555	564	534	527	498
合川地区	142	144	147	145	135
森吉地区	132	133	119	113	113
阿仁地区	36	36	46	35	31
合計	865	877	846	820	777

資料：北秋田市の保育所入所データ

(3) 地区別小学校児童数の推移

地区	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
鷹巣地区	750	762	767	755	728
合川地区	248	242	226	205	135
森吉地区	212	198	183	183	176
阿仁地区	67	60	58	57	50
合計	1,277	1,262	1,234	1200	1,156

(4) 地区別中学校生徒数の推移

地区	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
鷹巣地区	465	415	376	361	390
合川地区	133	129	118	136	135
森吉地区	136	111	114	108	113
阿仁地区	56	52	46	35	31
合計	790	707	654	640	669

資料：北秋田市教育委員会の在学児童数データ（5月1日現在）

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

みんなで育てよう北秋田市の子ども・未来

第1期計画では、「みんなで育てよう北秋田市の子ども・未来」を基本理念に、子どもの健やかな成長のための支援を推進してきました。

しかしながら、少子化と人口減少が地域の将来に与える影響は従前より大きくなっており、子どもに係る施設の整備や支援に加え、保護者の職場環境などの子育ての背景にも目を向けながら、社会全体で子育てしやすい環境の実現に取り組むという意識の整備に踏み込むことが重要であると考えます。

第2期計画においても、第2次北秋田市総合計画における福祉分野の基本理念「お互いが尊敬し支えあう明るいまちづくり」を踏襲し、少子化対策に取り組む地域の姿として「子どもが中心に形成された社会」を目指しながら、今後とも当市の未来を担う子どもを安心して生み育てることができるよう、地域が一体となって社会の希望である子どもたちを見守り支援していくため、第1期計画の基本理念を継承しながら計画を推進していきます。

2. 基本的な視点

第1期計画を引き継ぎ、次の3つの視点で基本理念の実現を目指します。

(1) 子どもの健やかな成長を育む環境づくり

すべての子どもが、生まれてきたことに喜びを感じ、人との関わりの中で豊かな人間性を形成し、健やかに成長できるよう、長期的な視野に立った健全育成への取り組みと環境づくりを推進していきます。

(2) 地域社会全体での子育て支援

すべての親が子育てに責任と喜びを感じ、安心して子育てができ、子どもとの生活に安らぎや夢をもち続けられるよう、地域・家庭・企業・行政等が連携し、地域社会全体で子育てを支えていくことを目指します。

(3) 仕事と生活の調和の実現

市民一人ひとりが、仕事と子育て、家庭や地域生活などにおいて調和のとれた生き方が選択できる環境の整備に取り組むとともに、男性の育児休暇を促すなどの企業への呼びかけや制度の周知による支援に努めます。

3. 施策目標

基本理念と基本的な視点に基づき、市の現状や計画策定のために行ったニーズ調査の結果を踏まえて、次の5つの目標を設定し、施策を展開していきます。

(1) 教育・保育事業の充実

ニーズ調査の結果をみると、出産・育児のために離職した母親の多くが「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と答えており、今後も保育の必要性が増加することが考えられます。

また、保育園等を利用する際の重視項目には、「自宅からの距離」や「施設環境（設備、園庭等）」を挙げる保護者が多かったことから、引き続き保育・教育の量と質を確保しながら保育サービスの充実を確保していく必要があります。

(2) 一時預かり、病児保育の充実

通院やリフレッシュ、冠婚葬祭等の目的で急に子どもを預けなければならないとき、世帯の状況に対応できるように一時預かり等の保育事業の充実を図る必要があります。

また、子どもが病気やけがのとき、共働き世帯では保護者のいずれかが休暇を取得している状況にあるため、仕事と生活の調和の実現のためには、病児・病後児保育等の多様な保育サービスのニーズに対応していくことが求められています。

(3) 子育て世帯への支援の充実

妊娠・出産・子育ての不安を解消し、身体的・精神的な負担なく安心して子どもを育てることができる環境を整えることが重要です。

様々な事業による切れ目のない支援や、仕事と生活を両立するための環境づくり、さらには近年社会問題となっている子どもの貧困対策や児童虐待等について、相談や情報提供を行いながら支援を必要とする家庭に十分な支援を提供していくことが重要です。

(4) 地域の子育て支援の充実

子育てサポートハウスわんぱあくや、様々な事業により子育てにやさしい環境の整備を目指すとともに、子どもの心の育ちや体の育ちなどの発達状況に不安を抱えている家庭への相談支援体制を強化していく必要があります。

(5) 小学校就学後の放課後対策の充実

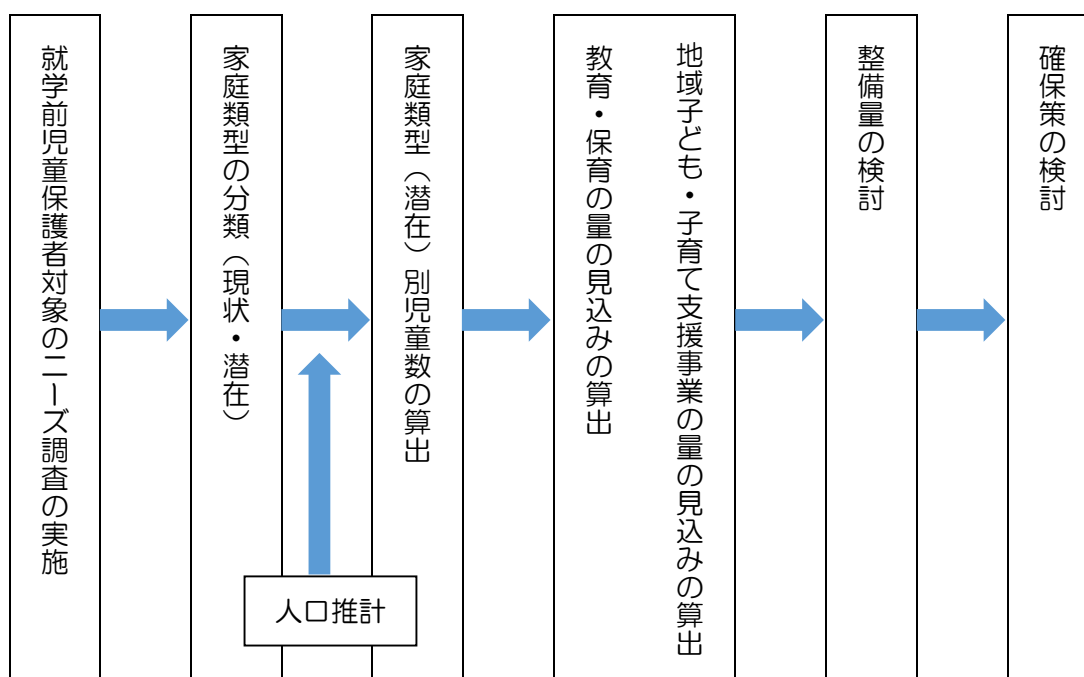
放課後の過ごし方に放課後児童クラブを想定している保護者が多く、子どもの安全・安心な居場所、遊びや体験の場として整備していくことが求められています。

第4章 量の見込みと確保方策

1. 量の推計

事業計画では、一定の区域（教育・保育提供区域）ごとに、教育・保育及び地域事業にどのくらいの需要があるか（量の見込み）を設定し、いつ・どのくらい供給するか（確保方策）を定めることとされています。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、就学前児童保護者対象のニーズ調査結果をもとに、次の手順で推計します。



2. 教育・保育提供区域

児童数や保育園の数および利用状況、小中学校の学区、さらには地理的条件を勘案すると、合併前の旧町ごとの区域設定が望ましいものと考え、第1期計画と同じく「鷹巣地区」「合川地区」「森吉地区」「阿仁地区」の4区域を設定しました。

今後、区域の見直しの必要があれば事業計画の見直しの時期に併せて検討を行います。

3. 家庭類型の算出

計画では、量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家庭類型を整理します。

1号・2号・3号の認定区分に、それぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要であり、その家庭類型は現在の就学前児童保護者の両親の就労形態等の項目によってタイプAからタイプFの8種類に分類したものが「現状の家庭類型」となり、その類型に就労希望等の意向を反映させたものが「潜在の家庭類型」となります。

【家庭類型の集計結果（0歳～就学前）】

家庭類型		現状	潜在
タイプA	:ひとり親家庭	10%	10%
タイプB	:フルタイム×フルタイム	58%	61%
タイプC	:フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	19%	18%
タイプC'	:フルタイム×パートタイム (下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	3%	3%
タイプD	:専業主婦(夫)	10%	8%
タイプE	:パート×パート (双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0%	0%
タイプE'	:パート×パート (いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0%	0%
タイプF	:無業×無業	0%	0%
全体		100%	100%

4. 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる0歳から11歳までの子どもの人口は、コーホート変化率法（※）により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	124	120	85	78	75
1歳	129	124	87	86	79
2歳	122	129	96	88	87
3歳	151	121	127	94	87
4歳	154	153	125	129	95
5歳	144	155	152	125	129
6歳	171	145	157	152	125
7歳	159	173	142	157	152
8歳	192	161	171	143	158
9歳	199	192	153	171	143
10歳	194	199	188	153	171
11歳	192	195	192	188	153
計	1,931	1,867	1,675	1,564	1,454

※コーホート変化率法：過去の人口動態から変化率を求め、それに基づいて将来人口を推計する方法

第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1. 区域ごとの状況

(1) 鷹巣地区

【現在の状況】

(令和4年4月1日現在)

	3-5歳 教育のみ (1号認定該当)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定該当)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定該当)	合計
対象児童数		264	192	456
施設利用児童数	11	259	136	406
施設未利用児童数		-6	56	50

【各年度のニーズ量（必要利用定員総数）の見込みと確保方策】

鷹巣地区	令和2年度			令和3年度			
	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)	
① 量の見込み(必要利用定員総数)	20	293	209	20	279	208	
②確保 方策	特定教育・保育施設	30	300	210	30	300	210
	特定地域型保育事業						
② -①	10	7	1	10	21	2	

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)
18	251	153	10	222	144	10	198	138
30	276	198	30	276	198	30	276	198
12	25	45	20	54	54	20	78	60

【確保方策の検討案】

今後も子どもの数の減少は見込まれますが、女性の社会進出などによって0-2歳における保育サービスのニーズは高水準で推移が続くと考えられます。

なかでも、鷹巣地区は交通の便もよく就業場所が多いことから、他市からの広域入所の利用もあり、保育の受け皿を一定数確保していく必要があります。

現在、すべての園が私立となっていますが、今後も待機児童の発生なく適切な保育がなれるよう、行政との連携した取り組みと支援によって民間ならではの効率的な運営が図られることが期待されます。

(2) 合川地区

【現在の状況】

(令和4年4月1日現在)

	3-5歳 教育のみ (1号認定該当)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定該当)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定該当)	合計
対象児童数		67	36	103
施設利用児童数	0	63	30	93
施設未利用児童数		4	6	10

【各年度のニーズ量（必要利用定員総数）の見込みと確保方策】

合川地区	令和2年度			令和3年度		
	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)
① 量の見込み(必要利用定員総数)		71	51		67	51
②確保 方策	特定教育・保育施設	72	60		72	60
	特定地域型保育事業					
② - ①		1	9		5	9

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)
	60	34	5	47	33	4	43	31
	70	40	10	55	35	10	55	35
	10	6	5	8	2	6	12	4

【確保方策の検討案】

合川地区については令和2年4月からのあいかわ保育園民営化により、鷹巣地区と同様に公立では難しかった新たな事業や継続事業の拡充のほか、将来必要となる大規模改修や改築について国や県から補助を得られることができるようになりました。

しかし、運営面では今後の出生数の推移をみると不安が残ることから、効率的な運用が図られるよう連携した取り組みと支援が必要になると考えられます。

なお、令和5年度に合川地区に認定こども園が開設する予定となっておりますので、1号認定については、同施設の利用を薦めていく方向とします。

(3) 森吉地区

【現在の状況】

(令和4年4月1日現在)

	3-5歳 教育のみ (1号認定該当)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定該当)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定該当)	合計
対象児童数		61	31	92
施設利用児童数	0	56	20	76
施設未利用児童数		5	11	16

【各年度のニーズ量（必要利用定員総数）の見込みと確保方策】

森吉地区	令和2年度			令和3年度		
	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)
① 量の見込み(必要利用定員総数)		60	43		57	43
②確保 方策	特定教育・保育施設	166	54		166	54
	特定地域型保育事業					
② -①		106	11		109	11

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)
	54	31		47	29		42	28
	166	54		166	54		166	54
	112	23		119	25		124	26

【確保方策の検討案】

森吉地区は合川地区と同様に今後の出生数の減少が予想されますが、米内沢保育園については公立の保育園として最大定員数を確保しながら十分な保育の受け皿となるように整備を進めていきます。

なお、今後の公立保育園の民営化の方向性としては、これまでの移管実績と民間の活用の活用という観点から民営化に向けた検討は継続していきますが、私立保育園の運営には国や県からの財政的な支援に加え、移管先法人の経営力の問題が大きいことから、市では移管条件や法人の支援を研究し、安心して子どもを預けることのできる保育環境の充実に努めていきます。

(4) 阿仁地区

【現在の状況】

(令和4年4月1日現在)

	3-5歳 教育のみ (1号認定該当)	3-5歳 保育の必要性あり (2号認定該当)	0-2歳 保育の必要性あり (3号認定該当)	合計
対象児童数		12	9	21
施設利用児童数	0	12	5	17
施設未利用児童数		0	4	4

【各年度のニーズ量（必要利用定員総数）の見込みと確保方策】

阿仁地区	令和2年度			令和3年度		
	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)
① 量の見込み(必要利用定員総数)		18	13		18	13
②確保 方策	特定教育・保育施設	56	20		56	20
	特定地域型保育事業					
② -①		38	7		38	7

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)	3-5歳 教育のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要性あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要性あり (3号認定)
	14	7		11	7		9	6
	43	33		43	33		43	33
	29	26		32	26		34	27

【確保方策の検討案】

基本的に合川地区・森吉地区と同様ですが、阿仁地区の両保育園の児童数が他地区と比べて少なく、特に大阿仁保育園については令和4年度の入園希望者が0人だったため、現在休園中にあります。集団保育の実施が困難な現状にあることをみると、保育園の統合等について検討していく段階にあるといえます。

このことは北秋田市保育園等整備計画のなかでも「公立小規模保育園は、入所希望児童数が10名を下回る時点で保育園の存続について判断し、順次統合を進めていく」とされており、また令和3年7月には、阿仁地区の小学校を統合し、令和5年4月に義務教育学校を設置する方針が示されました。今後の運営に関しては、小学校と同様に地域の意向や実情等を踏まえた総合的な判断と、小学校統合計画との整合性を図る必要があります。

2. 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもの保育利用率の各年度の目標値を定めることとされています。

保育利用率とは、満3歳未満の子どもの推計数に占める保育利用定員数の割合であり、北秋田市では利用率の目標を上回っています。

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定の子どもの利用定員数 (②)}}{\text{満3歳未満の子どもの推計数 (①)}}$$

$$\text{保育利用率の目標値} = \frac{\text{3号認定の子どもに係る量の見込み (③)}}{\text{満3歳未満の子どもの推計数 (①)}}$$

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
満3歳未満の推計数 (①)	375	373	268	252	241
3号認定の利用定員数 (②)	344	344	325	320	320
3号認定の量の見込み (③)	316	315	225	213	203
保育利用率 (②/①)	91.7%	92.2%	121.2%	126.9%	132.7%
保育利用率の目標 (③/①)	84.2%	84.4%	83.9%	84.5%	84.2%

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針より抜粋】

保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合

3. 子ども・子育て支援事業

第1期計画を踏まえ、これまでの利用実績やニーズ調査の結果、児童数の推計等からそれぞれの事業の必要な量の見込みや確保方策について設定します。

(1) 利用者支援事業

【概要】

子ども及びその保護者が、身近な場所で様々な子育て支援事業を利用することができるよう情報の提供や相談・助言を行うほか、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【実施方針】

令和2年4月1日より北秋田市保健センターに「北秋田市子育て世帯包括支援センター（愛称：ココロン）」を開設しており、妊娠期から子育て期まで寄り添った支援を行っています。（母子保健型）

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【概要】

主に保育所等を利用していない子育て世帯を対象に、育児の相談や指導をしたり、子育て世帯同士の交流の場を提供する事業です。

【実施方針】

子育てをする親の支援に繋がる重要な施設であるとともに、子育て世帯同士の交流と支えあいにより、地域の子育て力を向上させます。

【確保の方策】

今後とも事業に関する情報提供により利用促進を図るとともに、利用者からの意見等も伺いながら、よりよい事業の実施形態の検討を行います。

単位：人日

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	10,500	10,500	10,400	10,400	10,300
拠 点 数	4	4	4	4	4
確 保 方 策	10,500	10,500	10,400	10,400	10,300

(3) 妊産婦健診

【概要】

母子手帳交付時に同時に「健診受診票」を配布し、妊娠中・産後に必要な健診や、がん検査・歯科健診のほか精密検査（必要な場合）の助成を行う事業です。

【実施方針】

平成27年度からは「産後1か月健診」と「母乳育児相談」を追加して実施しています。

【確保の方策】

令和2年度以降も事業を実施し、安心して生み育てやすい環境の整備に努めます。

単位：人回

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	2,200	2,100	2,000	1,900	1,800
確 保 方 策	2,200	2,100	2,000	1,900	1,800

(4) 乳幼児全戸訪問

【概要】

妊産婦や新生児・乳児の家庭に訪問して、子どもの養育や健康管理に必要な情報や知識を提供したり、不安な要素がある場合は専門機関の紹介や個別相談へつなげていく事業です。

【実施方針】

保健師による対象の全世帯の訪問を実施しており、今後も継続します。

【確保の方策】

人口の見込みでは、出生数は年々減少していく推計となっており、引き続き全戸を訪問する体制を維持します。

単位：人

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	125	120	120	115	110
確 保 方 策	125	120	120	115	110

(5) 養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

能強化事業

【概要】

養育支援が必要な家庭を訪問し、指導・助言を行うことにより適切な養育の実施を確保する事業と、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、職員の専門性と連携に取り組む事業です。

【実施方針】

当市では、児童虐待等に対処するため、家庭相談員を配置しながら、関係機関との連携のもと児童家庭の支援を実施しています。

【確保の方策】

引き続き、北秋田市要保護児童対策地域協議会において、必要に応じて個別ケース検討会議を行いながら、市の虐待防止策の強化を図ります。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【概要】

保護者が疾病等により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設に児童を入所させ適切な保護・養育を行う事業です。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業の2種類の事業があります。

【実施方針】

表のとおり一定のニーズ量が潜在的に存在しているため、今後とも事業の認知度向上を図りながら事業を継続していきます。

【確保の方策】

児童養護施設「陽清学園」の1か所のみで実施していますが、引き続き利用数の動向をみながら、必要があれば体制の見直しを検討します。

単位：人日

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推 計 児 童 数	824	802	672	600	552
ニ ー ズ 量	212	206	173	154	142
確 保 方 策	200	200	200	200	200

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【概要】

乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【対応】

当市では実施していませんが、ニーズ調査では事業を利用したいという声もあったことから、今後の実施について検討します。

(8) 一時預かり等

【概要】

保護者の就労や疾病などにより、家庭において保育が困難になった乳幼児を一時的に預かり、必要な支援を行う事業です。

【実施方針】

各園では定員に余裕がある場合に利用ができる余裕活用型の実施のほか、子育てサポートハウス「わんぱあく」により、見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。

【確保の方策】

各園の通常保育の受け入れ状況をふまえながら、提供できる施設数を増やすとともに、里帰り出産などの長期間にわたる預かりにも対応できるような体制の整備を目指します。

単位：人日

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	14,294	13,657	12,861	11,079	9,901
確 保 方 策	15,000	14,000	13,000	12,000	11,000

(9) 延長保育事業

【概要】

保護者の仕事の都合等により、園の通常保育時間を延長して保育を実施する事業です。

【実施方針】

各施設で設定されている開園時間について、保護者の就労状況や家庭事情に合わせて対応できるようにします。また、延長保育事業実施にかかる経費については、国・県との共同で行う補助に加え、市単独で上乗せ補助を行い、事業の充実を図ります。

【確保の方策】

保護者が確実に利用できる体制を整えていきます。

(10) 病児保育（病児対応型・病後児対応型・体調不良児対応型）

【概要】

児童が病気の際、保護者が仕事を休めないときなどに保育園等で預かったり（病児対応型、病後児対応型）、登園後に体調不良となった児童を保護者が迎えにくるまでの間預かる（体調不良児対応型）事業です。

【実施方針】

未実施の施設での事業開始にあたっては、看護師等の人材の確保や施設整備が必要になる場合があるため、現在の補助制度では不足となる部分について、市単独の補助制度を整備します。

また、職場で児童を看護できる企業主導型保育施設も病児保育に有効な施設であることから、企業への制度の周知に努めるとともに、意識改革と環境整備に取り組みます。

【確保の方策】

保育所での「病児」保育が利用しづらいという利用者の意見もあるため、医療機関での実施を検討し、より利用しやすい事業を目指します。

単位：人日

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推 計 児 童 数	824	802	672	600	552
二 ー ズ 量	2,025	1,971	1,652	1,475	1,357
確 保 方 策	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の就学児童に対し、放課後等を利用して適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【実施方針】

放課後子ども教室（いきいきタイム）のほか、学校・児童館・スポーツ少年団等の連携により、子どもたちの様々な居場所を作ることが大切です。

子どもたちが有意義に過ごすことのできる場所の提供と、子どもたち自身でその場所を選択できるという望ましい環境を整え、空白時間の解消と安全・安心に様々な体験・活動を行うことのできる体制の整備に取り組みます。

【確保の方策】

現在は全員を受け入れています。1人あたりの必要面積を確保できていない施設もあるため、今後の小学校の統合などの大きな変動に合わせて計画を見直ししながら必要な体制を整えていきます。

令和3年には鷹巣中央小学校と鷹巣南小学校の統合により清鷹小学校が誕生し、新たな児童クラブ（専用）も建設されたほか、子ども教室における教育活動推進員の高齢化や後継者不足に対応するため、引き続き、後継者の育成に取り組んでいきます。

単位：人日

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推 計 児 童 数	1,265	1,240	1,201	1,144	1,108
ニーズ量（低学年）	386	354	353	342	327
ニーズ量（高学年）	322	322	304	291	267
ニーズ量（合 計）	708	676	657	633	594
確 保 方 策	700	700	650	650	600

◇放課後児童クラブの整備状況

小学校名	施設の形態	支援の 単位数	専用面積	利用上限 (面積要件 1.65㎡)	R3.5.1 児童数
鷹巣小学校	専用施設(学校敷地内)	3	236.4	141	129
鷹巣東小学校	児童館内	1	33.1	20	27
清鷹小学校	専用施設(学校敷地内)	2	149.0	90	81
綴子小学校	児童館内	1	69.4	42	40
米内沢小学校	専用施設	2	157.4	94	83
前田小学校	専用施設(学校敷地内)	1	101.9	61	24
阿仁合小学校	空き教室	1	72.0	43	18
大阿仁小学校	空き教室	1	22.0	13	16
合川小学校	専用施設	3	217.5	129	145
全9校		15		633	563

◇子ども教室の連携状況

子ども教室名	児童クラブ名 (支援単位別)	開設場所	子ども教室 実施形態	目標 実施形態
鷹巣いきいきタイム	鷹巣小児童クラブA	専用施設(学校敷地内)	一体型	一体型
	鷹巣小児童クラブB			
	鷹巣小児童クラブC			
栄いきいきタイム	鷹巣東小児童クラブ	児童館内	連携型	連携型
綴子いきいきタイム	綴子小児童クラブ	児童館内	連携型	連携型
清鷹いきいきタイム	清鷹小児童クラブA	児童クラブ	一体型	一体型
	清鷹小児童クラブB			
米内沢いきいきタイム	米内沢小児童クラブA	小学校体育館	一体型	一体型
	米内沢小児童クラブB			
前田いきいきタイム	前田小児童クラブ	小学校体育館	一体型	一体型
阿仁合いきいきタイム	阿仁合小児童クラブ	空き教室	一体型	一体型
大阿仁いきいきタイム	大阿仁小児童クラブ	空き教室	一体型	一体型
合川いきいきタイム	合川小児童クラブA	公民館内	連携型	連携型
	合川小児童クラブB			
	合川小児童クラブC			

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

食事の提供に要する費用や物品購入に要する費用、行事への参加に要する費用などの保育施設等を利用する保護者が支払うべき費用について、保護者の世帯状況を勘案して助成を行う事業です。

【対応】

当市には該当する事業はありませんが、国や秋田県の動向、他の費用助成事業の状況を踏まえながら今後の実施について検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概要】

民間事業者が特定教育・保育施設等へ新規に参入する際の相談や支援により促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

【対応】

国や秋田県の動向、他の費用助成事業の状況を踏まえながら今後の実施について検討します。

第6章 教育・保育の一体的提供及び計画の推進体制

1. 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を単一で併せ持つ合理的な施設であり、当市では鷹巣地区に幼保連携型認定こども園が1か所あります。

既存保育園が認定こども園へ移行することについては、少子化による児童数の状況や、これまでの各地区の経緯と実態に基づくニーズ、私立保育園の場合は運営や人材確保の検討が必要となりますので、移行する場合には必要に応じて支援に努めていきます。

2. 教育・保育施設等の連携の推進方策

幼児期における教育・保育の一体的な提供については、これまでも市教育委員会並びに小学校と取り組んできましたが、今後も連携を通して互いに子どもの育ちを理解しあい、それぞれの授業や保育の改善を図りながら、円滑な接続へとつなげていきます。

3. 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

育児休暇を終えることなく、保育所への入所がしやすい年度初めの時期に合わせた職場復帰を選択する例もあるため、産休・育休明けの希望する時期に施設を利用できるよう保育士の確保に努めるとともに、保育の必要性の優先度を考慮しながら適宜施設利用の調整を図ります。

4. 計画の推進体制の充実

(1) 国・県・他市町村との連携

子育て支援の取り組みは、市が単独で実施するもののほか制度や法律に基づく事業もあるため、国や秋田県との連携を深め、市民のニーズを的確に把握しながら利用者本位のよりよい子育て支援となるよう計画を推進するとともに、保護者のニーズに対応した市の区域を超えた保育所等の入所の利用調整や、サービスの広域利用、障がい児への対応などが必要な場合には、周辺市町村との調整を図っていきます。

(2) 計画の点検・評価

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において、各施策・事業の進捗状況を把握するとともに、「北秋田市子ども・子育て会議」を中心に、計画の実施状況について点検と評価を行います。

第7章 次世代育成支援対策地域行動計画の継承

令和6年度まで延長された時限立法「次世代育成支援対策推進法」による市町村計画の策定は、子ども・子育て支援法の成立によって任意化され、次世代育成支援対策の中核となる保育サービスや各種子育て支援事業は、本計画と一体的に策定することができるようになりました。

このため、「北秋田市次世代育成支援対策地域行動計画」において策定した次の施策目標は、本計画において継承しながら一体のものとして推進し、本計画で定める子ども・子育て支援事業と同様に必要に応じて内容の見直しを行います。

1. 地域における子育ての支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 幼児教育と保育サービスの充実
- (3) 地域の子育てネットワークづくり
- (4) 世代を超えた交流の推進
- (5) 子どもの生きる力の育成
- (6) 児童及び青少年の健全育成と自立支援
- (7) 子ども会活動等の支援

2. 母と子の健やかな暮らしづくり

- (1) 母子保健と小児医療の充実
- (2) 思春期保健対策の充実
- (3) 食育の普及促進
- (4) 育児不安や育児ストレスの解消対策

3. いきいきとした、楽しい学びの環境づくり

- (1) 児童の人権の保障
- (2) 次代の親の育成
- (3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- (4) 家庭や地域の教育力の向上
- (5) スポーツクラブの整備

4. 子育てしやすい生活環境の整備

- (1) バリアフリーと防犯等に配慮した道路等公共施設の整備
- (2) 子育てしやすい公営住宅の整備及び良好な居住環境の整備
- (3) 安全な交通環境の整備と公共交通機関等の維持
- (4) 安心して遊べる衛生的な児童遊園等の整備

5. 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

- (1) 企業等における子育て支援対策の推進
- (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）等の推進
- (3) 男女共同参画社会の推進
- (4) 次代を担う若者の就労対策
- (5) 子育て支援者の登録及び派遣等の確立

6. 子どもの安全の確保

- (1) 子どもの交通安全教育の推進
- (2) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進と防災活動の推進
- (3) 被害にあった子どもの保護対策

7. 社会的な養護の必要な子どもに関する施策の推進

- (1) 配偶者及び児童の虐待防止対策の推進
- (2) ひとり親家庭の自立支援
- (3) 地域で暮らせる障害児施策の充実
- (4) 各種相談体制の整備

第8章 計画の実現に向けた重点目標と検討課題

1. 障がいを持つ子どもや特別な配慮が必要な子どもへの支援

障がいを持つ子どもと持たない子どもが平等に生活することのできる社会の実現のため、市ではもろびこども園との連携による子どもへの支援を進めるとともに、「北秋田市障がい児保育事業実施要領」に基づく助成を行いながら、各園において保育に必要な人材を配置できるよう努めてきました。

現在の課題としては、日常生活において医療的ケアを必要とする子どもの数が、10年前と比較して約2倍の1万7千人に増えていることから、保育の提供主体である地方公共団体の保健・医療・福祉等の関係課による一層の連携により、子どもに対する様々な支援を地域に関わりなく行うことのできる保育体制の整備に取り組みます。

なお、関連する「北秋田市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」との整合を図り、連動して施策を推進します。

2. ひとり親家庭への支援

全国的にひとり親家庭は増加傾向にあり、自立支援の充実が課題となっています。

すべての子どもが安心して暮らすことができるよう、当市では各種手当や助成・資金貸付制度のほか、市独自の事業である「ひとり親家庭入学祝金」については令和2年度に制度の拡充を行い、額の引き上げと支給時期を中学校入学時から高校入学時まで延長しており、家庭の経済的な負担軽減に繋がることが期待されます。

また、保育所の利用については、県と市の助成制度による保育料の軽減のほか、保育の必要性からも優先的な施設利用に配慮します。

なお、子どもの貧困対策推進法に基づく計画策定については、令和3年度中の策定を目指しており、本計画と関連した子どもと家庭を包括的に支援する対策とする予定です。

3. 子育てをする親への支援

地域子育て支援拠点のほか、北秋田市子育てサークル「にじいろリボン」、親支援講座「ノーバディズ・パーフェクト」の実施によって様々なネットワークと、気軽に相談と交流ができる場を作りながら、子育て中の親が孤立することのない支援をしています。

また、その情報の発信については様々な媒体の活用により、見やすさとわかりやすさを研究し、より多くの世帯へとつながるよう周知に努めていきます。

4. 児童虐待やDV等の防止と被害児童及び保護者への支援

児童虐待やDV等を未然に防止するには、妊娠・出産期から第三者が積極的に関わり、それぞれの家庭に応じた継続的な相談と支援を行うことが重要です。

当市では、保健医療、教育、警察、人権擁護及び福祉の関係者で構成する「北秋田市要保護児童対策地域協議会」において関係機関が連携し、児童虐待の発生防止や被害を受けた児童や保護者などに対する支援を行っています。

今後も訪問事業等による早期発見に努めるとともに、街頭キャンペーンの継続実施により、児童虐待防止法をはじめとする関連法律や児童虐待の通告義務、発見時の連絡先や早期対応について周知を図ります。

また、家庭での養育が難しい子どもの受け皿となりうる里親制度については、県と合同で認知度向上に向けた取り組みを進めていきます。

5. 幼児教育体制の充実への支援

すべての子どもが心身ともに健康に、自分らしく育つための権利を保障するためには、成長と発達に配慮した支援と質の高い教育・保育を提供する「子どもの育ちを支援する者」の専門性の向上を図ることが重要です。

本計画に定める子ども子育て支援事業を提供する体制の整備を図るためにも、幼稚園教諭・保育教諭・保育士等を対象としたキャリアアップ研修の開催や、施設管理者への適切な指導等により専門性と資質の向上を目指します。